

# 歯科技工所はインボイスをどうするか

## 歯科技工所経営の消費税インボイス基本情報

### 「消費税インボイス」基礎知識と対応例

取引先から「インボイス事業者になるのですか？」と聞かれたら、どう答えたらよいでしょうか？  
令和5(2023)年からの消費税について、歯科技工所の経営者自身が理解し判断しましょう。

「歯科技工所とインボイス」の基本的な知識と対応の具体例を紹介します。

- ✓ 本則課税と簡易課税の歯科技工所は、「適格請求書発行事業者」になった場合には、発行する領収証・請求書についてインボイス制度に沿った請求書（適格請求書）への対応が必要となります。
- ✓ 免税の歯科技工所は「免税であり続ける」か「適格請求書発行事業者に移行する」かを判断します。

前提	立ち位置	対応選択
<b>社会保険と消費税</b> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 社会保険自体は非課税です。</li><li>■ 社会保険診療の点数には、「消費税の支払い相当分」があらかじめ付加されています。</li></ul>	<b>歯科技工所ごとの消費税状況</b> <ul style="list-style-type: none"><li>■ [免税の歯科技工所]ですか？</li><li>■ [課税の歯科技工所]ですか？</li><li>■ 取引先の歯科医療機関は、どんな消費税ステータスですか？</li></ul>	<b>歯科技工所の判断</b> <p>免税と簡易課税の歯科技工所は、インボイス「適格請求書発行事業者」に成るのか、成らずに対応するかを経営判断します。</p>

# 消費税インボイス制度の概要・経過措置、歯科技工所の選択肢について

シグマライズ税理士事務所 税理士 山本 三四郎

## 税の概要

### 1. はじめに

消費税は預かり税です。

消費税の納税は、「預かった消費税」から「支払った消費税」を“差し引いた金額（仕入税額控除）”を納税するという構造です（図1）。

消費税の申告納税義務がない免税事業者であっても、内税であれ外税であれ、消費税を受け取っています。

簡易課税制度を選択している事業者（簡易課税選択事業者）は、みなし仕入率（図2）により仕入税額控除の金額を算出するため、実際に支払った消費税とは異なる金額を差し引いて納税することになります。そのため、簡易課税選択事業者においても（免税事業者と同様に）預かり税である消費税が手元に残る可能性（益税）があります。

国は免税事業者の消費税の益税問題を是正しようと、令和5（2023）年10月から消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書保存方式（以下、「インボイス制度」）」を導入します。

このインボイス制度では、「適格請求書（以下、「インボイス」）に記載された消費税額」のみが仕入税額控除の対象となります。このインボイスを発行するためには、税務署に申請を行い『適格請求書発行事業者』として登録される必要があります。けれども消費税免税事業者は、そのままでは適格請求書発行事業者として登録申請できないのでインボイスを発行できません。そのため、免税事業者が発行する請求書に仮に消費税額が明記されていたとしても、買い手側は仕入税額控除の対象にできません。そうすると買手がその消費税支払い分を負担することになってしまうのです。一般社会では、この部分を理由として「インボイス制度では、免税事業者が取引上不利になるのではないか（図3）」と懸念しているわけです。

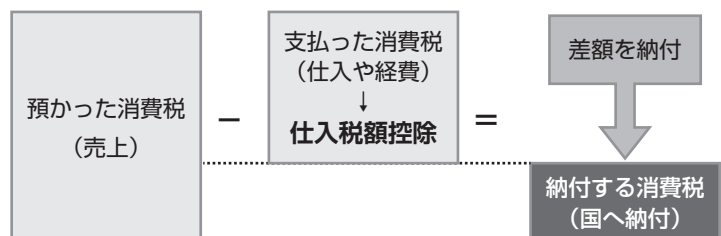
歯科では、この様相がやや異なります。

歯科医療機関は自院の消費税の納税計算にインボイスが要らない場合が少なくないからです（7頁参照）。

Money Forward, Inc から借用

図1

### 原則方式による消費税の納税額計算

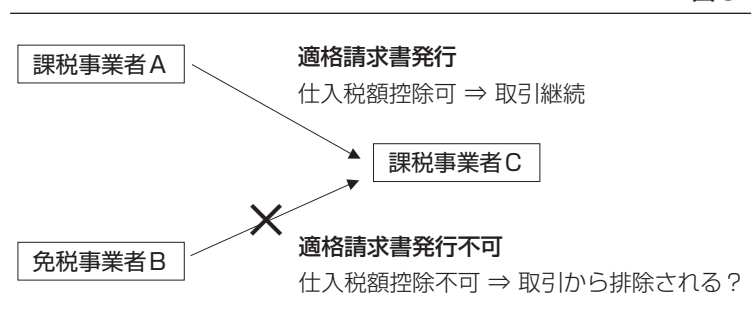


※歯科技工業は第五種（サービス業）です。

図2

事業区分	簡易課税 みなし仕入率	該当する事業
第五種事業	50%	運輸通信業、金融・保険業、（飲食店業を除く）サービス業をいい、第一種事業から第三種事業までの事業に該当する事業を除く。

図3



## 移行期

### 2. インボイス制度への移行スケジュール

インボイス制度導入までの移行スケジュールは以下（図4）のとおりです。

図4

日付	項目	内容
令和元(2019)年10月1日	消費税10%改正 軽減税率8%導入	
令和3(2021)年10月1日	適格請求書発行事業所 登録受付開始	「適格請求書発行事業所登録申請書」の提出 受付開始
令和5(2023)年3月31日	「適格請求書発行事業所登録申請書」 の第一弾提出期限	インボイス制度導入と同時に適格請求書発行 事業所となる場合の提出期限
令和5(2023)年10月1日	インボイス制度開始	

## 緩和策

### 3. インボイス制度開始後の「経過措置」

インボイス制度導入のあとの緩和スケジュールは以下（図5）のとおりです。

図5

日付	内容
令和5(2023)年10月1日～令和8(2026)年9月30日 (3年間)	「適格請求書発行事業者」以外からの課税仕入れに係る 消費税相当額の「80%」について、仕入れ額控除が可能
令和8(2026)年10月1日～令和11(2029)年9月30日 (3年間)	「適格請求書発行事業者」以外からの課税仕入れに係る 消費税相当額の「50%」について、仕入れ額控除が可能

インボイス制度では、社会一般の取引関係への影響を減らし円滑な導入を目指して、急激な変更をなだらかにする「経過措置」が講じられています。

具体的には、インボイス制度導入開始の令和5(2023)年10月1日から令和11(2029)年9月30日までの6年間については、「適格請求書発行事業者」以外の者からの課税仕入れに対する支払いであっても、段階的に一定割合の仕入税額控除を“認める”というものです（図5）。

この「経過措置」があるため、支払い側は、インボイス制度導入後すぐに免税事業者からの仕入について仕入税額控除が取れなくなるということにはなりません。そのため、令和5(2023)年10月1日から令和11(2029)年9月30日までの6年間については、一般の本則課税の事業者が「経過措置の適用期間は免税事業者との取引関係を継続する」という判断も考えられるわけです。

この点について歯科では、そもそも歯科医療機関が消費税の計算にインボイスを必要としないケースも多く、かなり様相が異なります（7頁参照）。

歯科技工所は  
どうするか？

## 4. 歯科技工所における“インボイス制度導入後の選択肢”の紹介

歯科技工所におけるインボイスの影響を2方面から考えます。

まずは納税する側として、自社の消費税納税額への影響（直接的影響）です。

これは、本則課税の歯科技工所が買い手となる場合に、自社の消費税の税額計算において「適格請求書発行事業者以外の者にインボイスを求めるとどうか」ということです。具体的には、本則課税の歯科技工所が免税の歯科技工所に連携（委託）する場合に、免税事業者に対して、課税事業者となりインボイスを求めるとかという話ですから、かなり稀でしょう。

次に、売上相手先の消費税納税額への影響（間接的影響）です。

この影響については、売上相手先（ほとんどは歯科医療機関）の消費税がどう計算されているかによって考える内容が異なります（7頁参照）。

5頁に詳しく紹介されますが、歯科技工所、歯科医療機関、外注先の消費税ステータスの代表的な組合せを例示します（図6）。

図6

組み合わせ			歯科技工所の選択肢
歯科技工所	歯科医療機関	外注先	
免税又は簡易課税	免税又は簡易課税	免税又は簡易課税	現在のステータスを維持
免税	本則課税	免税又は簡易課税	課税事業者（本則・簡易）への変更を検討
免税又は簡易課税	免税又は簡易課税	本則課税	現在のステータスを維持
免税	本則課税	本則課税	課税事業者（本則・簡易）への変更を検討

## 5. 免税事業者が適格請求書発行事業者に登録するか否か

免税の歯科技工所は5・6頁などから検討し、「免税であり続ける」か「適格請求書発行事業者に移行する」かを選択します。

免税の歯科技工所が「適格請求書発行事業者に移行する」を選択した場合には、適格請求書発行事業者の登録を受けるため、「消費税課税事業者選択届出書」及び「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し登録申請を行うこととなります。

ただし、免税事業者が2023年10月1日から2029年9月30日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者として登録申請を行う場合には、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は不要となる経過措置があります。なお、経過措置により適格請求書発行事業者の登録を受けた場合には、登録日の属する課税期間の翌課税期間から登録日以後2年を経過する日の属する課税期間は、免税事業者に戻ることはできません。

また、免税事業者が消費税課税事業者となった場合には、本則課税事業者となるか簡易課税事業者となるかの検討も必要となります。

## 6. おわりに

インボイス制度導入により、

- 免税の歯科技工所は自ら課税事業者となるか否か
- 本則課税の歯科技工所は免税事業者との取引を継続するか否か

などを選択することになります。

そのため歯科技工所の経営者は、インボイス制度の概要について正しい知識を身につけ、取引先である歯科医療機関が消費税の納税計算でインボイスを必要としているのか否かを大まかにつかみ、自社の置かれている立場、取引先のステータスへの影響などを推計し、インボイス制度への対応を検討ください。（以上）

## ＜ 歯科技工所管理委員会からのインボイス資料 ＞

- ✓ 本則課税の歯科技工所は、免税の歯科技工所への連携（委託）技工の支払領収証にインボイスを求めるか否か
- ✓ 免税の歯科技工所は、「免税であり続ける」か「適格請求書発行事業者に移行する」かを判断します。

図 7

自社を知る	取引先を知る
<p>＜歯科技工所の消費税＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 消費税法上、歯科技工所の売上には「社会保険か自費かの区別」はありません。歯科技工所のすべての売上は消費税の課税対象です。</li> <li>■ 『免税の歯科技工所』は、非課税なのではなく、「課税だが、納税を必要としない事業者」です。</li> <li>■ 『簡易課税』は、消費税課税事業者の消費税納税額の計算方法のひとつであり、インボイスの有無による納税額への影響はありません。</li> <li>■ 『本則課税事業者』は、インボイスを集め、控除を増やすことで納税額を減らせます。</li> </ul>	<p>＜歯科医療機関の消費税＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 歯科医療機関の売上は、①社会保険部分は消費税“非課税”ですが、②社会保険“以外”の売上は消費税“課税”です。</li> <li>■ 歯科医療機関にも、消費税の「免税事業者」「簡易課税事業者」「本則課税事業者」が混在しています。</li> <li>■ 消費税にはもうひとつ別の「いわゆる 95% ルール」などがあり、「本則課税事業者」の歯科医療機関であっても、個別対応方式により消費税納税額を計算し、かつ、非課税売上対応の支払いであれば、<u>インボイスを集める必要はありません。</u></li> </ul>

### 歯科技工所それぞれの経営判断の例示

あなたの歯科技工所の消費税ステータスは、免税ですか、簡易課税ですか、本則課税ですか？

取引先の歯科医療機関は、ほぼ全ての売上が自費診療ですか、社会保険診療が中心ですか？

これらの要素をたどり、当てはまる例示を横の行（1例～4例）から選びます。

- ＜ 図 8 の使い方 ＞
- （A列） 自社の消費税ステータス
  - （B列） 取引先（歯科医療機関）の消費税ステータス
  - （C列） 連携する歯科技工所の消費税ステータス

図 8

	組み合わせ			歯科技工所の選択肢	理由
	(A)	(B)	(C)		
	歯科技工所 (自社)	歯科医療機関 (売上相手先)	外注先 (支払相手先)		
1例	免税又は 簡易課税	免税又は 簡易課税	免税又は 簡易課税	現在のステータスを維持	インボイス制度の影響を受ける者がいないため
2例	免税	本則課税	免税又は 簡易課税	課税事業者 (本則・簡易)を検討	売上相手先において消費税の仕入税額控除が取れなくなるため
3例	免税又は 簡易課税	免税又は 簡易課税	本則課税	現在のステータスを維持	売上相手先、支払相手先への影響が無いため
4例	免税	本則課税	本則課税	課税事業者 (本則・簡易)を検討	売上相手先において消費税の仕入税額控除が取れなくなるため



**第1例**

歯科技工所（自社）が「免税又は簡易課税」で、取引先の歯科医療機関は「免税又は簡易課税」、連携先の歯科技工所が「免税又は簡易課税」、つまり、三者ともに本則課税事業者がない場合；

この場合には、インボイス制度導入により消費税の納税額に影響を受ける者がいないので、インボイス制度に移行しても状況は変わりません。

何故なら、インボイス制度は、本則課税事業者の仕入税額控除を見直す制度だからです。

このように、取引関係者に本則課税事業者がない場合には、インボイス制度導入による影響を受ける者がいないため、状況は変わりません。

**第2例**

歯科技工所（自社）が「免税」で、取引先の歯科医療機関が「本則課税」、連携先の歯科技工所は「免税又は簡易課税」の場合；

この場合、歯科医療機関は「本則課税」ですので、インボイス制度導入により影響を受ける可能性があります。これまでは支払った消費税は（一部調整等を除き）仕入税額控除の対象でしたが、インボイス制度導入により適格請求書に記載された消費税額のみが仕入税額控除の対象になります。

免税の歯科技工所の請求書（又は領収書等）に消費税額が明記されていても、仕入税額控除の対象にはなりません。歯科医療機関は免税の歯科技工所に消費税を含めて支払いを行っても、その消費税分を仕入税額控除できないのです。歯科医療機関が「消費税納税額を増やしたくない」と考えるようなら、歯科技工所は免税事業規模であってもあえて自ら課税事業者への転換や交渉などを判断します。

**第3例**

歯科技工所（自社）は「免税又は簡易課税」で、取引先の歯科医療機関も「免税又は簡易課税」、連携先（委託先）の歯科技工所だけが「本則課税」の場合；

この場合には、自社は連携先の歯科技工所から“支払いを受ける”側ですから、そもそもこの三者の取引関係だけであれば、仕入税額控除は関係ありません。ですから、連携元の歯科技工所（自社）が消費税ステータスを変える必要はありません。

例えばCAD/CAMの削出機を揃える歯科技工所はほとんどが本則課税でしょうから、こうした組み合わせでは、連携先歯科技工所は“支払いを受ける”側であり、支払う側である歯科技工所（自社）は、請求書の発行は行いませんので、インボイスに関する問題は発生しません。

**第4例**

歯科技工所（自社）は「免税」で、取引先の歯科医療機関は「本則課税」、連携先の歯科技工所も「本則課税」の場合；

この場合は第2例と同様です。自らが現状のままであれば、免税事業者である歯科技工所（自社）への支払いについて仕入税額控除が取れないため、消費税納税額が増加する影響が発生します。

そのため、こうした状況にある免税か簡易課税の歯科技工所（自社）では、歯科医療機関が「消費税納税額を増やしたくない」と考えた場合には、免税事業規模でありながらあえて課税事業者への転換や交渉などを判断します。

**加える思考**

取引先である歯科医療機関には、消費税の「免税事業者」「簡易課税事業者」「本則課税事業者」が混在しています。免税や簡易課税の歯科技工所は、複数の歯科医療機関との売上関係はもとより、取引先経営者の性向、数年内の取引予測額なども考慮して、自社の経営として総合的に判断します。

## 参考

### 取引先歯科医療機関の消費税ステータスはどのような状況か

歯科医療機関の売上は、社会保険診療部分は消費税「非課税」ですが、社会保険診療「以外」は消費税「課税」です。ですから歯科医療機関にもまた、消費税の「免税事業者」「簡易課税事業者」「本則課税事業者」が混在しています。

歯科医療機関は、総軒数のうち2割ほどだけが本則課税です。この2割は、歯科技工所からのインボイスによって消費税の納税額を下げることができます。つまり8割余の歯科医療機関は、そもそも歯科技工所からインボイスを集める必要がありません。

またインボイスを集めることで控除を増やせるはずの本則課税の歯科医療機関においても、消費税計算では「いわゆる95%ルール<sup>(\*)</sup>」などがあるため、歯科技工所からインボイスを集めたとしても、納税額が下がるとは限りません。加えて、仮に控除しきれなかった消費税額部分があったとしても、所得税や法人税の計算時に経費となり得るなどの二次的な計算が働き、状況は単純ではありません。

ですから歯科技工所の経営には、一般社会で言われる「インボイスを出さないと取引から排除される」という懸念がそのまま当てはまることはありません。インボイスへの対応は経営者の総合判断によります。

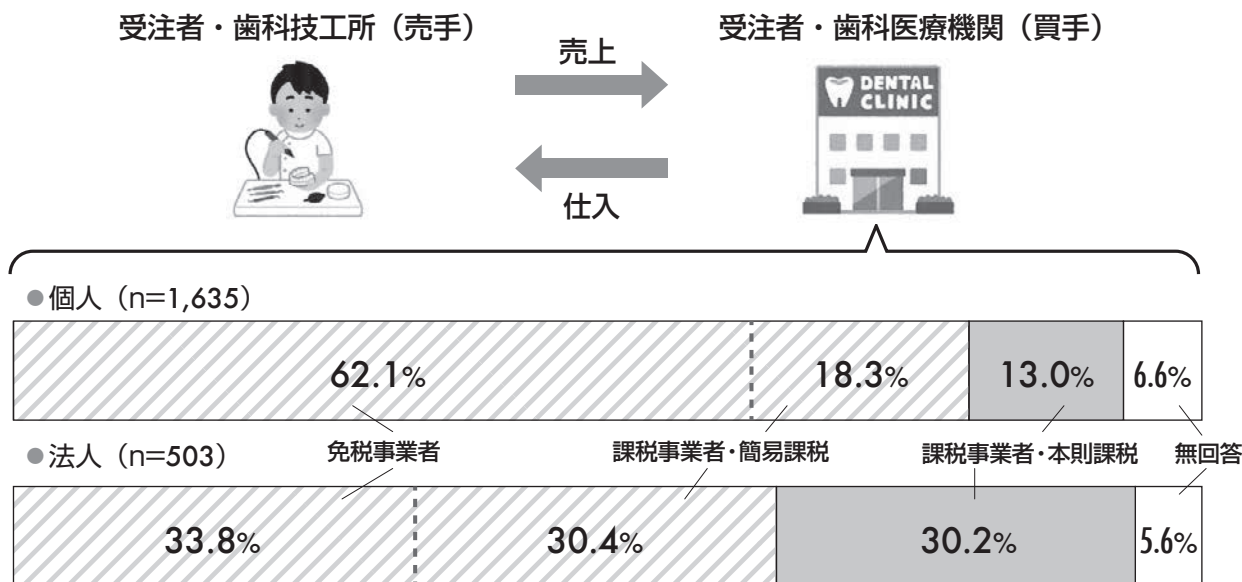
\* 「いわゆる95%ルール」の歯科での反映についての解説をご希望のかたはご連絡ください。

文責：委員長 下澤 正樹

図10

#### インボイス制度における歯科技工所の歯科医院への売り上げについて

インボイス制度移行後は、原則として売手がインボイス発行事業者（課税事業者）でなければ、買手は仕入税額控除ができないが…



(参考) 令和2年10月調査 歯科医業経営実態調査の集計と分析 (日本歯科医師会・日本歯科総合研究機構) より

- ▶ 発注者である歯科医療機関が免税事業者及び簡易課税事業者の場合（上部の斜線部分）は、**そもそも仕入税額控除を行わないか、歯科技工所（売手）からのインボイスの保存がなくとも仕入税額控除が可能**
- ▶ 仮に、歯科医療機関が本則課税の課税事業者である場合（上部の黒部分）であったとしても、社会保険診療報酬による非課税売上の割合が多く、**現行制度においても歯科技工所からの仕入に係る消費税額の多くが仕入税額控除の対象外であることも考えられる。**

2021年12月3日 財務省主税局税制第二課資料から転載

免税の歯科技工所は、

「免税であり続ける」か「適格請求書発行事業者に移行する」かを判断します。

本則課税と簡易課税の歯科技工所は、「適格請求書発行事業者」になった場合には、発行する領収証・請求書についてインボイス制度に沿った請求書（適格請求書）への対応が必要となります。

図11

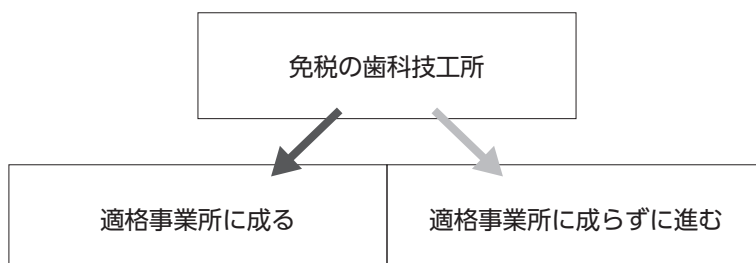


図12

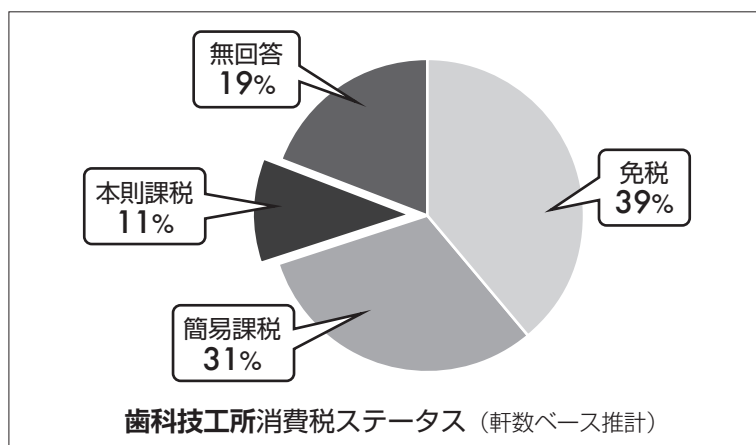


図13

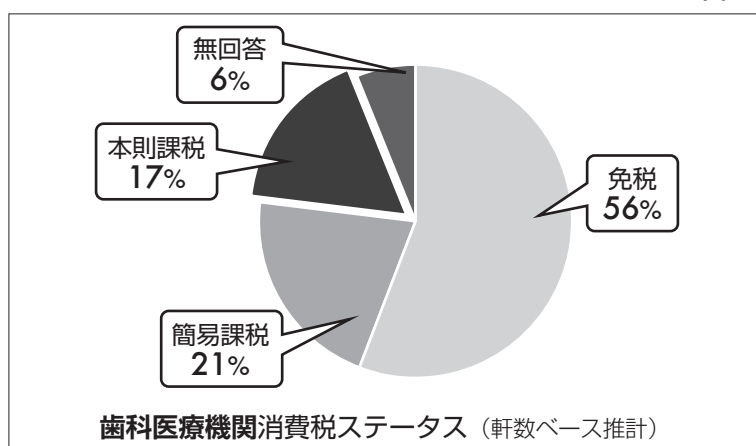


図12 2018年 公益社団法人日本歯科技工士会「歯科技工士実態調査」から試算

図13 令和2年10月調査歯科医療経営実態調査の集計と分析（日本歯科医師会・日本歯科総合研究機構）から推計

2022(令和4)年5月

### 歯科技工所はインボイスをどうするか

編集発行 公益社団法人 日本歯科技工士会

歯科技工所管理委員会 (文責：下澤 正樹)